

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

当町は、公共交通事業者の使命は安全輸送であるとの原点に立ち、輸送の安全を確保するため、安全方針及び輸送の安全に関する目標を定め、全職員が一丸となり、輸送の安全の確保に取り組めます。

安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける町営バスをめざして、次のことに取り組めます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

令和6年4月1日
八丈町公営企業管理者代理者
企業課長 菊池 拓

安全目標

1 事故の抑止

自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第百四号)第2条に(以下「規則」という。)

定める事故発生をゼロとする事を目標とする。。

2 インシデントの抑止

規則で定める事故以外の軽微な事故(以下「インシデント」という。)の発生件数を前年度比50%減少させる事を目標とする。

令和5年度インシデント発生件数は2件であった、よって目標数値は1件以下とする。

3 路上故障の抑止

車両の路上における事故発生件数のゼロ継続。

安全計画

項目	期間	内容
事故の抑止	上半期	年度当初における乗務員安全教育
	下半期	上半期の実績を踏まえ下半期乗務員安全教育
		年末年始輸送安全総点検に係る乗務員安全教育
インシデントの抑止	通年	月次の安全教育の実施(毎月実施)
路上事故の抑止	第1四半期	定期点検による車両保全
	第2四半期	定期点検による車両保全
	第3四半期	定期点検による車両保全
	第4四半期	年末年始輸送安全総点検に係る重点整備
		定期点検による車両保全